

人権擁護委員制度を知っていますか。

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。「人権」とは、「人が幸せに生活するために必要な権利」です。

人権擁護委員は、現在、高知県内に約180名が配置されており、地域住民の皆さんが、人権について関心を持つてもらえるような啓発活動を行ったり、法務局や市役所などの公共施設等において、家庭や職場内における問題、コロナに関する差別問題、セクハラ、DV、いじめ、インターネット上の誹謗中傷など、人権問題に関するあらゆる相談を受けします。

相談は無料で、秘密厳守となっておりますので、一人で悩まずお気軽に法務局又は人権擁護委員にご相談ください。令和5年6月1日の「人権擁護委員の日」に併せて、県内各地域で「全国一斉特設人権相談所」を開設します。お問い合わせは、最寄りの法務局まで、お尋ねください。

人権擁護委員の紹介

人権擁護委員の森山進さん（高野）が3月31日をもって任期満了により退任されました。森山さんは平成23年1月1日から約12年間にわたり本町の人権擁護委員を務められました。ありがとうございました。後任には、松岡康子さん（中村）が法務大臣から委嘱されました。

家庭、学校、職場、地域社会などでの困りごとや悩みごとなど、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

【津野町人権擁護委員】

高橋 保章（橋本）
小田 隆文（栗ノ木）
上田 喜美子（北川）
松岡 康子（中村）

行政相談委員の紹介

当町担当の行政相談委員に、本年4月1日付けで高橋智子さん（久保川）が委嘱されました。

行政相談委員は総務大臣の委嘱を受け、住民の皆さんからの相談をお聴きする民間有識者の方です。

委員は①国の仕事②J.R、

全国共通

人権相談ダイヤル みんなの人権110番

全国の法務局では、下記のとおり、全国統一の電話番号により人権相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

【時間】

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

【電話番号】

(ナビダイヤル)

0570-0003-110

(ゼロゼロみんなのひやくとおぼん)

※一部のIP電話からはご利用できない場合があります。

【相談内容】

差別待遇、コロナ問題、暴行・虐待、ハラスメント、いじめ・体罰、名誉毀損・プライバシー侵害等人権問題に関するあらゆる相談

【その他】

相談は無料、秘密は厳守します。法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じます。

「くらしの悩みごと相談所」を開催

弁護士・司法書士資格を有する人権擁護委員による「くらしの悩みごと相談所」を開催します。

【日時】

令和5年6月1日(木)

午前10時～正午まで

午後1時～午後4時まで

(予約の締切りは同年5月31日(水)午後5時15分まで)

【会場】

高知よさこい咲都

合同庁舎7階

(高知市栄田町2-2-10)

【相談担当者】

弁護士・司法書士資格を有する人権擁護委員

【相談内容】

差別待遇、コロナ問題、暴行・虐待、ハラスメント、いじめ・体罰、名誉毀損・プライバシー侵害等人権問題に関するあらゆる相談

【その他】

相談は無料、予約制です。相談内容の秘密は厳守します。

【お問い合わせ先】

高知地方法務局人権擁護課
☎0888-822-3503

(町民課)